

**建設現場見学会支援業務委託  
公募型プロポーザル方式募集要領**

この要領は、福島県建設業振興事業において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものです。

**1 目的**

本業務は、「第2次ふくしま建設業振興プラン」に掲げる、建設業の担い手の確保・育成の基本目標の下、将来の担い手として期待される小学生及びその保護者を対象に開催する各建設現場見学会の支援を目的とする。

**2 業務概要**

(1) 業務名

建設現場見学会支援業務委託

(2) 委託業務内容

別紙「建設現場見学会支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで

(4) 提案価格上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

**3 プロポーザルに係る参加資格**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本募集要領を公告した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 本業務に類似する受託業務契約実績が3件以上ある者。

類似する業務とは、行政機関発注の見学会やイベント業務とする。

(8) 法人登記がされている者。

(9) 提出者が当該業務を共同連帯して行うことを目的に2者が構成員となって結成した共同体である場合の参加資格は次のとおりとする。

ア 構成員は上記(1)～(6)及び(8)の参加資格を満たしている者であること。

また、上記(7)の参加資格を満たしている者が構成員に1者以上いること。

イ 共同体の運営について、必要な事項を定めた協定書を締結している者であること。

ウ 構成員の分担業務が、業務の内容によりイの協定書において明らかな者であること。

エ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、イの協定書において明らかな者であること。

オ 構成員において決定された代表者が、イの協定書において明らかな者であること。

#### 4 スケジュール

(1) 質問書の受付期限

令和7年5月2日（金） 17時（必着）

(2) 質問に対する回答予定日

令和7年5月12日（月）

(3) 企画提案書等の提出期限

令和7年5月20日（火） 17時（必着）

(4) 一次審査結果の通知予定日

令和7年5月28日（水）

(5) 二次審査（ヒアリング）予定日

令和7年6月3日（火）

(6) 二次審査結果の通知予定日

令和7年6月4日（水）

(7) 委託候補者との協議、見積書提出予定

令和7年6月4日（水）～13日（金）

(8) 契約締結予定

令和7年6月中旬

## 5 質問の受付

(1) 受付期間

公告日～令和7年5月2日（金）17時（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）により、問合せ先に電子メールにより提出してください（※電話による質問の受付は行いません）。

電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。

電子メールの件名は「【質問書】建設現場見学会支援業務委託」としてください。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年5月12日（月）までに福島県土木部建設産業室（以下、「建設産業室」という。）のホームページに回答書（様式2）を掲載する予定です。

## 6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年5月20日（火）17時（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参により問合せ先に提出してください。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時45分から17時00分です。

※企画提案書等の提出は1企業で1提案とします。

※提出後における企画提案書等の内容変更、差し替え又は再提出は認めません。

(3) 提出書類 【各1部①～⑨】

ア 公募型プロポーザル方式提出書類送付書（様式3） ①

※書類送付書の提出がない者の企画提案書は受け付けない。

イ 参加資格を確認するための書類

○本業務に類似する受託業務契約実績一覧（様式4）（3件以上記載すること）②

※業務名、契約期間、契約金額、契約先を記載すること。

○上記一覧の内容が確認できる書類（契約書及び仕様書）等 ③

○会社の概要や実施事業分野が記載されたパンフレット等 ④

○法人登記簿の写し（参加申込日の3ヶ月以内のもの） ⑤

○暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式5） ⑥

ウ 業務内容に関する企画提案書（A4判（縦横可）カラー片面印刷 計5枚以内）

○企画提案書（任意様式、A4判、3枚以内） ⑦

企画提案書には仕様書に記載している各内容を円滑着実、さらにはより効果的に遂行するために、仕様書に記載している事業目的やコンセプト、概要、業務内容について別表1を踏まえた提案を記載してください。

○スケジュール（任意様式、A4判、1枚） ⑧

○参考見積（任意様式、A4判、1枚） ⑨

#### エ 共同体で参加する場合

○共同体で参加する場合、共同体協定書の写し

（共同体協定書第8条第2項に基づき定める共同体の分担業務額に関する協定書の写しは、契約締結後7日以内に別途提出すること。）

※上記ア～ウについて、共同体として1部提出してください。

イ④～⑥はその他構成員の資料も提出してください。

## 7 企画提案書等の提出に際しての留意事項

### (1) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本募集要領に示す条件、参加資格に違反した場合。

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

ウ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。

エ 見積書の金額が上記3に記載した提案価格上限額を超過している場合。

オ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（参加資格を確認するための書類に不備があった場合、追加資料の提出を求めることとしますが、指示する日までに提出されない場合は失格とします。）。

なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けません（特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便箱に配達するものであり、配達記録を有しませんので御注意ください。）。

カ 企画提案書を提出した者が、プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者である場合。その他、審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

キ 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。

ク その他本募集要領又は福島県が予め指示した事項に対する重大な違反が認められる場合。

### (2) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出してください。

### (3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とします。

### (4) その他

- ア 参加者は、提案書等の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された提案書等は、返却しません。
- エ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとします。
- オ 提出された提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

## 8 提案書の審査及び委託候補者の選定

### (1) 提案書の評価基準

提案書の評価項目及び評価基準は、別表「プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおりです。

### (2) 審査方式

業務委託者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）」が行うものとし、審査会は、一次審査（書面審査）と、二次審査（ヒアリング）により、委託候補者を選定します。

一次審査においては、評価する審査委員の評価点（100点満点／委員）の合計点数が高い順から5者程度を二次審査対象者に選定します。参加者が5者未満である場合には、参加者全てを二次審査対象者とします。

二次審査においては、評価する審査委員の評価点（175点満点／委員）の合計点数が最も高かった者を委託候補者、次に高かった者を次点として審査します。

なお、本プロポーザルは、説明会を実施しないため、本募集要領や仕様書を確認のうえ、参加してください。

### (3) ヒアリング

ヒアリングはWeb会議形式で実施する予定です。ヒアリングにおいては、企画提案書を補完する説明を受けるものとし、新たな資料の配布は認めません。業務を担当する者を含め2名までが出席できるものとします。

ヒアリングの時間は、1社あたり25分とし、最初に15分間のプレゼンテーションを行い、残り10分以内で質疑応答を行います。

その他詳細については、一次審査の審査結果通知により通知します。

### (4) 評価点の算出

評価する審査委員の評価点の合計点数とします。

なお、合計点数が同点の参加者が複数いた場合、参考見積書の金額が低い者を評価が上位の者とします。

### (5) 審査結果通知

審査の結果について、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知しま

す。

(6) その他

ア 審査（ヒアリング含む。）は非公開で行いますが、企画提案書の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、審査結果を公表します。

イ プロポーザル参加者は、審査結果の通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、自己及び最優秀者の合計点数の開示を書面により求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

## 9 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した委託候補者と福島県が協議し、委託候補者から提案された内容を反映させて仕様を確定し、契約を締結します。

※プロポーザルにおける提案内容がそのまま仕様に反映されるものではないことを十分ご承知おきください。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき正式に見積書を提出いただきます。なお、見積金額は提案価格上限額を超えないものとします。

(3) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 契約に関する条件等

仕様書に定めるとおり。

(5) その他

ア 委託候補者とは、随意契約により手続きを進めていくこととなります。もし、上述7(1)の失格条項に該当する場合（提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行いません。なお、この場合は、次点の者を委託候補者とします。

イ 委託候補者と福島県との間で行う協議が整わない場合、委託候補者から改めて徴取した見積書が提案価格上限額を超えている場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、次点の者を委託候補者とします。

## 10 問合せ先

福島県土木部建設産業室（担当：主査 伊藤）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁本庁舎4階）

電話：024-521-7452

FAX：024-521-7949

E-mail : kensetusangyou@pref.fukushima.lg.jp

H P : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025c/r7nyuusatsu.html>

※募集要領等の電子データについては、建設産業室のホームページからダウンロードしてください。

(別表1)

## プロポーザル評価基準及び評価項目

番号	【評価項目】 評価基準	一次審査（書面審査）			
		評価 (A)	傾斜 配分 (B)	配点 A×B	計
1	【業務全体概要の把握】 ・本業務委託の目的の理解度 ・仕様書記載事項（業務内容）の反映度	5・4・3・ 2・1	×2	10	
2	【見学会での支援・人員体制】 ・支援、補助体制の提案内容は十分か。 ・仕様書の内容を遂行可能な計画か。	5・4・3・ 2・1	×3	15	
3	【親子現場見学会への参加者の募集方法】 ・より多くの方に周知する募集方法か。 ・より多くの方に申し込みしてもらえる工夫が提案されているか。	5・4・3・ 2・1	×5	25	
4	【降雨時の対応】 ・雨天決行時の対応が記載されているか。 ・参加者等への配慮がなされているか。	5・4・3・ 2・1	×2	10	
5	【その他有効な提案】 ・仕様書にない企画提案がされており、かつ、提案内容本業務委託に対し有効な提案と判断されるか。	5・4・3・ 2・1	×5	25	
6	【スケジュール】 ・的確なスケジュールか。 (事前打合せ時期、その他調整時期、見学会実施時期が仕様書と相違ないか)	5・4・3・ 2・1	×2	10	
7	【参考見積】 ・積算は、内容、数量、単価が適正か。	5・4・3・ 2・1	×1	5	
		合計		100	

※点数は、5（優れている）、4（やや優れている）、3（普通）、2（やや劣る）、1（劣る）の5段階評価で審査項目により傾斜配点とする。

(別表2)

プロポーザル評価基準及び評価項目

番号	【評価項目】 評価基準	二次審査（ヒアリング）			
		評価 (A)	傾斜 配分 (B)	配点 A×B	計
1	【業務全体概要の把握】				
2	【見学会での支援・人員体制】				
3	【参加者の募集方法】				
4	【降雨時の対応】				
5	【その他有効な提案】				
6	【スケジュール】				
7	【参考見積】				
8	【ヒアリング①】 ・プレゼンテーション力 説明内容が企画提案の内容をよく補完されているか。	5・4・3・ 2・1	×5	25	
9	【ヒアリング②】 ・取り組み姿勢 取組意欲が強く感じられるか。	5・4・3・ 2・1	×5	25	
10	【ヒアリング③】 ・理解力、コミュニケーション力 業務内容を理解しており、質問に対する応答が明快かつ迅速か。	5・4・3・ 2・1	×5	25	
		合計		75	

※点数は、5（優れている）、4（やや優れている）、3（普通）、2（やや劣る）、1（劣る）の5段階評価で審査項目により傾斜配点とする。